

正誤表

本国総研資料第 860 号に一部誤りがありましたので、以下のように訂正させていただきます。

資料編目次

	正	誤
4. 蒸気発電設備 設置時の適用法 令	4. 1 発電ボイラーに必要な手 続き 211 4. 2 ボイラー・タービン主任 技術者の選任 212	4. 1 ボイラーの法令適用区 分と各種手続き 211 4. 2 発電ボイラー 212

p.211

	正	誤
本文（タイトル含 む）	ボイラーには、労働安全衛生法の 適用をうけるもの（労基ボイラー） と電気事業法の適用をうけるもの （発電ボイラー）とがあり、適用 法令の違いにより必要な手続きも 異なるので注意が必要である。本 システムでは概ね発電ボイラーと なると想定されるため、以下に発 電ボイラーの設置に必要な手続き について示す。	4. 1 ボイラーの法令適用区 分と各種手続き ボイラーには、労働安全衛生 法の適用をうけるもの（労基ボ イラー）と電気事業法の適用を うけるもの（発電ボイラー）と があり、適用法令の違いにより 必要な手続きも異なるので注意 が必要である。表資 4-1 に労基ボ イラーと発電ボイラーの区分な らびにそれぞれに必要な手続き についてまとめたものを示す。 電気事業法に適用されたボイ ラーには労働安全衛生法は適用 されないため、一つのボイラー が労働安全衛生法と電気事業法 の両方に適用されるということ はない。労基ボイラーと発電ボ イラーでは、選任する有資格者 の種類をはじめ、必要な届出、 検査が大きく異なる。 なお、本システムでは概ね発 電ボイラーとなると想定され る。
表資 4-1	削除	

p.212

	正	誤
1 項タイトル	4. 1 発電ボイラーに必要な手続き	4. 2 発電ボイラー (1) 発電ボイラーに必要な手続き
1 項本文 1 行目	～表資 4-1 に示すような	～表資4-2に示すような
1 項本文 3 行目	出力 1,000kW 未満の発電機は、定期安全管理審査は不要となる。	出力 1,000kW 未満の発電機は、工事計画書の届出ならびに定期安全管理審査は不要となる。
2 項タイトル	4. 2 ボイラー・タービン主任技術者の選任	(2) ボイラー・タービン主任技術者の選任
2 項本文 3 行目	～表資 4-2 に示す。	～表資 4-3 に示す。
表資 4-3 タイトル	表資 4-2 ボイラー・タービン主任技術者の選任条件	表資 4-3 ボイラー・タービン主任技術者の選任条件
2 項本文 7 行目	～表資 4-3 に示す。	～表資 4-4 に示す。

p.212 表資 4-2

(正)

表資4-1 自家用電気工作物における必要な手続き等

ボイラー	発電機
<ul style="list-style-type: none"> ・電気主任技術者の選任 ・ボイラー・タービン主任技術者の選任 	
<ul style="list-style-type: none"> ・保安規程の作成 ・工事計画書の届出 	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規程の作成 ・工事計画書の届出
<ul style="list-style-type: none"> ・溶接安全管理審査 ・使用前自主検査 ・使用前安全管理審査 ・定期安全管理審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接安全管理審査 ・使用前自主検査 ・使用前安全管理審査 ・定期安全管理審査※

※発電出力が1,000kW以上の場合のみ必要

(誤)

表資4-2 自家用電気工作物における必要な手続き等

ボイラー	発電機
<ul style="list-style-type: none"> ・電気主任技術者の選任 ・ボイラー・タービン主任技術者の選任 	
<ul style="list-style-type: none"> ・保安規程の作成 ・工事計画書の届出 	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規程の作成 ・工事計画書の届出※
<ul style="list-style-type: none"> ・溶接安全管理審査 ・使用前自主検査 ・使用前安全管理審査 ・定期安全管理審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接安全管理審査 ・使用前自主検査 ・使用前安全管理審査 ・定期安全管理審査※

※発電出力が1,000kW以上の場合のみ必要

p.213

	正	誤
表資 4-4 タイトル	表資 4-3 ボイラー・タービン主任技術者の許可選任条件	表資 4-4 ボイラー・タービン主任技術者の許可選任条件